51,300 × A	45,800 × A
算式の符号	算式の符号
［略］	［同左］
B　当該市町村における「被保護者調査」によつて厚生労働省に報告された令和５年７月31日現在の教育扶助受給人員のうち小学校及び義務教育学校の前期課程に係る数	B　当該市町村における「被保護者調査」によつて厚生労働省に報告された令和４年７月31日現在の「第５表教育扶助受給人員」のうち小学校及び義務教育学校の前期課程に係る数
C　当該市町村における「令和５年度学校給食実施状況等調査」によつて文部科学省に報告された小学校及び義務教育学校の前期課程の完全給食実施校に在籍する児童数、補食給食実施校に在籍する児童数及びミルク給食実施校に在籍する児童数を合算した数	C　当該市町村における「令和３年度学校給食実施状況等調査」によつて文部科学省に報告された小学校及び義務教育学校の前期課程の完全給食実施校に在籍する児童数、補食給食実施校に在籍する児童数及びミルク給食実施校に在籍する児童数を合算した数
前号に準ずる。ｌの場合において、「一一八・九九」とあるのは「一一八・七八」と、「児童」とあるのは「生徒」と、「小学校又は義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程」と、「51,300」とあるのは「47,400」と、「468」とあるのは「1,247」と、「144,238」とあるのは「193,233」と、「698」とあるのは「731」と、「小学校及び義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程」と、「児童数」とあるのは「生徒数」と読み替えるものとする。	前号に準ずる。ｌの場合において、「一一九・五一」とあるのは「一四〇・一四」と、「児童」とあるのは「生徒」と、「小学校又は義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程」と、「45,800」とあるのは「42,300」と、「453」とあるのは「1,226」と、「135,811」とあるのは「182,914」と、「670」とあるのは「722」と、「小学校及び義務教育学校の前期課程」とあるのは「中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程」と、「児童数」とあるのは「生徒数」と読み替えるものとする。
五　中学校費　生徒数	五　中学校費　生徒数
密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア及び算式イにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。	1　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア、算式イ、算式ウ及び算式エにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。
算式ア	算式ア
（B × 854 ＋ C × 331 ＋ D × 379 ＋ E × 48 ＋ F × 99 ＋ G × 179 ＋ H × 200 ＋ I × 81 ＋ J × 136 ＋ K × 155 ＋ L × 12 ＋ M × 105 ＋ N × 123 ＋ O × 158）／A	（B × 658 ＋ C × 256 ＋ D × 292 ＋ E × 37 ＋ F × 76 ＋ G × 139 ＋ H × 155 ＋ I × 63 ＋ J × 105 ＋ K × 119 ＋ L × 8 ＋ M × 81 ＋ N × 95 ＋ O × 122）／A
算式アの符号	算式アの符号
［略］	［同左］
O　学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立の特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する	O　学校基本調査規則によつて調査したその年の５月１日現在における当該市町村立の特別支援学校の高等部（別科及び専攻科に限る。）に在学する
六　その他の教育費	六　その他の教育費